

十一世紀における表白文の対句表現について：僧侶作成の表白文を加味して

著者	山本 真吾
雑誌名	三重大学日本語学文学
巻	6
ページ	1-13
発行年	1995-06-04
URL	http://hdl.handle.net/10076/6484

十一世紀における表白文の対句表現について

山本 真吾

—僧侶作成の表白文を加味して—

○キーワード＝表白文、対句表現、平教阿闍梨、濟延僧都、

対句の訓法

一、はじめに—問題の所在—

諸法会・修法・灌頂などにあたり、勸請の本尊聖衆の宝前において導師又は表白師によつて宣読される表白文は、平安時代の中・後期には、主として儒者達の手によつて作成されていたが、院政期中頃になると、真言・天台兩教団の僧侶達も自らの手で作成しはじめるようになることが、先学の研究によつて明らかになされている(注1)。すなわち、表白文の歴史は、作者層が変動しそこに一般僧侶が加わるという点で、前代とは異なる院政期ごろに一つのふしめを迎えることになるというのが、現存の文献資料から窺える見解であつて、本稿の筆者もこれに従つて、小論を展開してきた(注2)。

しかしながら、近時調査を進める中で、金沢文庫所蔵の二十二巻本『表白集』には、院政期より遡る、平安時代後期(十一世紀)に活動していた僧侶の手になる表白文の収められていることが判明したことから、一部従来の見解を訂する必要がある

てきたように思われる。これまで、この時期すなわち十一世紀には、儒者の手になる表白文の実例として、『本朝文粹』・『本朝統文粹』をはじめとする漢詩文集に収められているもののみが知られていて、僧侶の製作に係るものの報告がなかった。

二十二巻本『表白集』の、具体的には、平教阿闍梨と濟延僧都という十一世紀に活躍したであろうと推定される僧侶の手になる表白文の実例が出現したことにより、この文章史的意義についても観察が可能になつた。

以下、この二人の作成した表白文の文体について、特に対句表現に注目して論ずることとし、以前に公にした小論の補正も図らんとするものである。

二、二十二巻本『表白集』と平教阿闍梨、濟延僧都

金沢文庫所蔵の二十二巻本『表白集』は、主として仁和寺の僧侶による表白文の集成であり、喜多院御室守覚法親王周辺の編纂に成るものと考えられている。実に全三七六篇もの作品を収め、十一世紀初頭から十二世紀頃にかけての、大御室(性信)から中御室(覚行)、成就院大僧正(寛助)、高野御室(覚法)

・紫金台寺御室(寛性)、勸修寺法務(寛信)、済延僧都また藤原教長入道などが主要な作者として名を列ねている。

巻第一「結縁灌頂三摩耶戒/同初夜/伝法灌頂初夜」以下、巻第八、巻第十一の二巻を欠いて、現存二十帖は、法会・修法の内容により部類している。

旧稿(注3)において、本『表白集』所収の表白文には、漢文体のものと片仮名交じり文の二種の文体のものが混在し、それぞれの文体の選択は、概ね作者によって定まっている事実を報告した。さらに、本文献に所収の片仮名交じり文で書かれた表白文の作者を調べてみると、十一世紀に活躍した、平教阿闍梨と済延僧都の作品の多いことも判ってきたのである。

平教阿闍梨は、仁和寺諸院の一、池上我覚寺に属し、十一世紀前半に、仁和寺及び東寺を拠点として、大御室性信や済延僧都、またときめく摂関家ゆかりの池房僧正長信や藤原道長室倫子、また道長の鼻肩でもあった興福寺永昭と関わりながら、その文才を武器として活躍したものと推測され、華嚴院大僧都済延も、平教阿闍梨と重なりつつ、主に十一世紀中頃に降に作品を残し、この頃活動していたことが判った。済延僧都の仏教社会に占める地位については、諸書に伝える所であったが、本文献所収の表白文の検討によって、仁和寺及び東寺を舞台に、大御室性信と関わり、また権門の藤原頼通や二条女院、教通などとも交渉を持ち、やはりその文才を発揮したものと認められるのである(注4)。

平教阿闍梨の出自は審らかでないが、済延僧都については、父源経頼(宇多源氏)が二十五年にわたって弁官職を勤め、太政官政治の実務に通暁したことがわかつている(先掲、血脈類聚記第三、弁官補任)。弁官は、文案考勘の才を要求される職で、経頼にも、『西宮記』勸物、『左経記』といった著述がある。弁官の子息で、仏門に入り、諷誦文類の文才を発揮した人物としては、下つて勸修寺法務寛信があり、かような家門を背景として、表白文作成の任に適う真衆の人材が育成されたのかも知れない(注5)。

三、分析の方法

かつて小論の筆者は、平安時代の表白文を対象として、対句表現の句法に注目し、それが、時間の推移に伴って、変化することを論じた(注6)。

ここで取り上げる表白文のデータが加わることによって、旧稿の結論がどのように訂正されなければならないかということが本稿の当面の目的であるので、今回は、全く同様の分析方法に拠ることとする。

すなわち、文章の基幹を成す対句表現に注目し、その句法を観察し、通時的に位置付けることをめざす。ここで言う句法とは、表白文一篇中に、どのような種類の対句がどの程度の分量で配合されているかということを目指す。

対句の認定・分類には、概ね、当代の作文指南書として著名な観智院本『作文大脉』（現在、天理図書館蔵）を用いた。本書の「筆大脉」は散文に用いられる対句を、次のように八一句の文字数▽という観点から九種類に分類し、それぞれに例句を掲げて説明している。

まず、二つの句の対から成るもの（単句対）を三種類に分けて、三字句の対を「壮句」、四字句の対を「緊句」、五字以上十余字から成る句の対を「長句」とする。次に、第一句と第三句（上句）、第二句と第四句（下句）というように、句を隔てて対句を構成するものを隔句と称して、以下のように六種類に分類し、その中で更に三段階のランクを設けている。

上句四字・下句六字の「軽隔句」と上句六字・下句四字の「重隔句」が最も勝れ、上句三字・下句不定の「疎隔句」と上句五字以上・下句六字以上、もしくは上句不定・下句三字の「密隔句」がこれに次ぎ、上句四字・下句四字または上句五字・下句五字の「平隔句」と上句四字・下句五、七、八字または上句五、七、八字・下句四字の「雑隔句」がこれに次ぐものであるとする。

本稿で取り上げる表白文は、旧稿の（一）平安時代中・後期資料群に該当する。以下に、平教阿闍梨、済延僧都のそれぞれの対句の句法を観察し、この中で、位置付けてみたい。

今回注意すべきことは、原則として片仮名交じり文の文章であり、敬語の補助動詞などの漢字表記や語順が日本語式になっ

ている箇所もまま見られることから、やや認定に困難を伴うことが予想されることがある。実際の作品の表現を観察する中で処理してゆくこととなろう。

四、平教阿闍梨作表白文の対句表現の句法

二十二巻本『表白集』所収の平教阿闍梨の作品は、「表白」あるいは「嘆徳」と題され、計十一篇を拾うことができる。

この内、「表白」と題されるものは次のようである。

- ① 東寺灌頂乞戒導師表白（巻第二―二）
- ② 観音院灌頂乞戒導師表白（巻第二―一三）
- ③ 観音院灌頂乞戒導師表白（巻第二―一三）
- ④ 大御室御灌頂誦經導師表白（巻第三―一三）
- ⑤ 興福寺永昭僧都伝法灌頂誦經導師表白（巻第三―一四）
- ⑥ 公家孔雀経御修法表白（巻第十四―一）
- ⑦ 瘡病祈孔雀経誦經表白（巻第十六―一四）
- ⑧ 東寺御影供表白（巻第十九―一）

右の八篇が分析の対象となる。

いま、①の全文を取り上げ、対句表現がそれと分かるように示してみる（仮名は現行の字体に直しその位置はできるだけ原本に近い形で掲げ、漢字の字体は一部の字を除いて正字旧字体を用いることを原則とする）。

東寺灌頂乞戒導師表白 平藏阿闍梨可尋之

夫以 （釋） 結緣灌頂法會者 累代万葉御願也 （釋）

源西域基ッテ （釋） 弘法大師 從 （釋）
流東都ニ來レリ

渡万里滄海 （釋） 以來 （釋）
傳三密教海

* 一人三公 玉牀ニ塵ヲ掃給ヒ （釋） 云事無ッ （釋）
四衆万民 露命ニ不憑繫

於國城郭タリ （釋） 命者ハ不聞重 （釋）
於人膏腴 垢者ハ入コト不得 （釋）

是故 （釋） * 印度則輪婆三藏 寶位ヲ捨テ道尋給ヒ （釋）
辰且則玄宗皇帝 勅命ヲ下テ賢ヲ撰給ハリ

凡 （釋） 道嚴重 （釋） 言語道斷 （釋）
法甚重ナル 心行所滅セリ （釋）

方今 法印大和尚 （釋）

* 青龍ニ流ヲ傳テ 五瓶ニ水ヲ澆給ヒ （釋）
白象ニ香燃テ 三密ニ燈ヲ挑給ハリ

五智圓鏡ハ 法界宮ノ秋月ヨリ明也 （釋）
八葉心蓮ハ 花藏界ノ夏池ヨリモ鮮也

榮耀ヲ春色ニ並ハ 梅櫻ノ林枝巻 （釋）
光花ヲ暁ノ天ニ論レハ 日月ノ光景ヲ収ハッ

出暇利生入壇傳ノ御倅テ 万代ニ傳テ無恥 （釋）
今 金剛弟子等 （釋） 六情ニ風扇 油鉢易傾 （釋）

爰 阿羊ノ首ヲ傾テ （釋） 万代御願寄テ （釋）
師子ノ床ヲ仰 十重ノ戒品授給ハ （釋）

云々 神分

右のように、平教阿闍梨の表白文は、片仮名交じり文で綴られ、語順も「勅命ヲ下テ」のように、目的語が動詞の上位にあるような日本語式の場合も散見するけれども、基調としては対

句表現を主軸とする四六駢體文であり、観智院本『作文大脉』の基準で理解することが、概ね可能のようである。

しかしながら、*を付した箇所については、若干説明を要する。すなわち、いずれも補助動詞「たまふ」の漢字表記とおぼしき「給」字を含む句であり、これを一字として数えるか否かで、対句の種類も異なってくるケースが存するのである。

補助動詞「給」などは、正格の中国古典の漢文乃至わが国の儒者の作製した表白文などには通常用いられず、訓読の際に補読されるものである。したがって、本来であれば、これを除いて字数を数えるのが妥当かと思われる。しかしながら、最初の*を付した「一人三公」以下の隔句に注目すると、第二句に「給」字を含み、対を構成する第四句には用いられないで、字数としては第一句と第三句がそれぞれ四字、第二句と第四句が五字と揃っており、第四句の「不」字と対応させていることがわかる。つまり、「不」の字と同等に「給」字もカウントして作文していると考えられるのである。

以下、右に倣って、認定の統一を図ることとする。ただし、最後の*を付した「万代御願寄」以下の長句では、第二句の「給」字を入れると字数が合わなくなる。これについては第一句にも敬語の接辞「御」を冠しており、多分に和化的要素が濃いものである。かかる場合、字数が不揃いである例については、ひとまず対象から外し、揃っている場合で問題となる字を含むと対句の種類が異なってしまうときには判断を保留し、含めて

も含めなくても変更のないときは、それと認定して数えることとした。

このように、数え上げて、①から⑧までの各表白文について同様の調査をして、集計したものが、Ⅷ表ⅠⅤである。

これは、表白文一篇当たりの、それぞれの句の使用度数とその割合を示したものである。使用度数とは、対象とした表白文の全篇中より当該句の例を抜き出し、その合計を篇数で割った値であって、表白文一篇中に、何回その句が用いられるかを算出したものである。表白文は、実際には、一篇毎に文章の長さも異なっている上、各種句の配合も同じではない。使用度数は対象とした表白文それぞれにほぼ共通して認め得る句法の傾向性を把握するために示したものである。

さて、このⅧ表ⅠⅤから、知られる限りでは、単句対では、長句が、二・四（七七・四パーセント）と最もよく用いられ、次いで、緊句が〇・六（一九・四パーセント）とよく用いられるのに対して、壮句は〇・一（三・二パーセント）と劣勢であることが分かる。

また、隔句対では、雑隔句が、一・三（三六・一パーセント）と多く、次いで、密隔句と平隔句が、ともに〇・九（二五・〇パーセント）、以下、疎隔句〇・三（八・三パーセント）、軽隔句と重隔句がともに〇・一（二・八パーセント）の順である。

さらに、単句対の長句についてその内訳を見たのがⅧ表ⅠⅤ

である。これによつて、五字、六字といった比較的字数の少ない、せいぜい八字程度までの長句であることが知られるのであつて、後の院政期の僧侶の表白文に見られるような、二十字以上を費やして作られる長句などは見出し得ないのである。

右のデータを、旧稿の(二)平安時代中・後期の表白文におけるそれと比較してみると、単句対の、壮句に比して比較的短文の長句と緊句の使用の多い点、さらに、雜隔句が最も多く、次いで、密隔句・平隔句となつている点も共通しており、当時の儒者作製の表白文を対象とした結果に準じて、包括的に理解できることが判明した。

ただし、先に述べたように、ここに数えた対句は、字数の整つているものばかりであつて、表現としては対比的である二句を綴る場合であっても、字数が不揃いの場合や部分的に語が対応しないものは除いて集計している。かような中には、八篇中一例ではあるが、次のような長文の対句的な表現の例が認められることは、注意しておく必要がある。

普中天竺ノ國王四タソノ王字坐 大王百年ノ後
 第四少子拾四位入道給ヒキ

善無畏三藏是也

今日城之帝王四觀王坐ノ 聖王一朝之後

第四親王出家學道給

今ノ新阿闍梨是也

(卷第三—3、大御室御灌頂誦經導師表白)

△表I V 表白文一篇当たりの各種対句の使用度数と割合

% 割合	使用度数	対句の種類	
		単句対	隔句対
3・2	0・1	壮	隔句対
19・4	0・6	緊	
77・4	2・4	長	
2・8	0・1	輕	隔句対
2・8	0・1	重	
8・3	0・3	疎	
25・0	0・9	密	
25・0	0・9	平	
36・1	1・3	雜	
0	0	その他	

注①割合は、単句対、隔句対毎に算出した。

②使用度数と割合の數値は、小数第二位を四捨五入した。

③その他とは、『作文大脉』の隔句対の分類に該当するものがない例。

④字句の不備なものは、数えていない。

△表Ⅱ▽長句の内訳

割合 %	使用度数	
36・0	0・9	五字
36・0	0・9	六字
20・0	0・5	七字
8・0	0・2	八字

五、済延僧都作表白文の対句表現の句法

ここでは、済延僧都の手に成る表白文の検討をする。彼の手に成る表白文は、本『表白集』においては、次の十二篇を収録する。

- ①二条女院仁和寺中薬師堂供養表白 (巻第七一〇)
- ②大御室三尺阿弥陀供養表白 (巻第十二一二)
- ③亡者七々日曼茶羅供表白 (巻第十三一九)

④周忌曼茶羅供表白

(巻第十三一12)

⑤亡者七々日曼茶羅供表白

(巻第十三一13)

⑥宇治殿下九壇阿弥陀護摩表白

(巻第十四一21)

⑦宇治殿下被修理趣三昧表白

(巻第十七一9)

⑧青蓮寺本願遠忌理趣三昧表白

(巻第十七一22)

⑨大御室為先師大僧正齋被修理趣三昧表白 (巻第十七一23)

⑩心経会表白

(巻第二十二一1)

⑪中薬師堂被始毎日所作表白

(巻第二十二一3)

⑫出家表白

(巻第二十二一17)

前項の平救阿闍梨作の表白文と同様の調査をして、△表Ⅲ▽と△表Ⅳ▽を得た。

この△表Ⅲ▽によって、平救阿闍梨作の場合と同じく、単句対においては、緊句と長句の使用が多く、隔句対の場合も、雜隔句、平隔句、密隔句の割合の高いことが分かる。しかしながら、隔句対においては、中でも、密隔句が最上位を占める点、平救阿闍梨作の表白文とはやや異なっている。

△表Ⅳ▽に、長句の字数を見ると、五字から八字程度の短いもので占められていることが分かる。

このように、全体の傾向としては、平救阿闍梨作の表白文の場合と共通していると概括して大過ないと判断される。

そして、同じく、済延僧都作の表白文においても、いわゆる破格の対句表現的な文が存し、これには長文のものも観察される。

縮六十万億那由多身量而鑿三尺之金像給
 移過十万億佛土之莊嚴而饒四時之方壇給^ハ

(卷第十二—二、大御室三尺阿弥陀供養表白)

全体としては、字数は揃っているかのようであるが、第一句「那由多」の三字に対して、第二句で対応するのは「佛土」と二字であって、部分的にはずれが認められるものである。

さらに、注意されるのは、これは、平救阿闍梨作の表白文についても当嵌まることであるが、一再度、△表Ⅰ▽と△表Ⅲ▽の使用度数に注目すると、いずれも低い値を示して、せいぜい二・四、大抵は一・〇にも満たない低い値であることがわかる。

これは、本『表白集』所収の表白文については、一篇の文章が短いものがあつたり、途中で切れていて以下を省略している篇の存することが原因のひとつにある。

平救阿闍梨作のものでは、①・②・⑤・⑥・⑦、済延僧都作の場合、①・②・③・④・⑤・⑨・⑪・⑫はいずれも、「云々」で結んでおり、以下略している可能性を示している。平救阿闍梨作の⑥「然則 云々」を文末とするものなどは、その最たるものであつて、接続詞を示し、以下を略しているのである。

また、対句表現を構成しない、四六駢體文的要素の希薄な表白文が、まま見られることも起因していると思われるのであつて、特に済延僧都作の表白文に著しく、③・⑥・⑧などは、比較的長い文章でありながら、対句表現に乏しいのである。

△表Ⅲ▽

% 割合	使用 度数		
		壮	単句対
0	0	緊	単句対
5 2 ・ 9	0 ・ 9	長	
4 7 ・ 1	0 ・ 8	軽	
7 ・ 1	0 ・ 1	重	隔句対
1 4 ・ 3	0 ・ 2	疎	
0	0	密	
4 2 ・ 9	0 ・ 6	平	
1 4 ・ 3	0 ・ 2	雑	
1 4 ・ 3	0 ・ 2	その他	
7 ・ 1	0 ・ 1		

△表Ⅳ▽

割合 %	使用度数	
2 5 ・ 0	0 ・ 2	五字
2 5 ・ 0	0 ・ 2	六字
3 7 ・ 5	0 ・ 3	七字
1 2 ・ 5	0 ・ 1	八字

六、十一世紀僧侶作の表白文の対句の訓法

以上、ここに取り上げた新しい作品群が加わることによって旧稿の内容に、いかほどの補正が必要かということを担当の目的として、検討を行なった。

先に述べたように、本『表白集』所収の、平教阿闍梨や済延僧都作の表白文は、原則として片仮名交じりで書かれている。

これらは、『表白集』収録の過程や書写の段階で、改変され

ている可能性が十分想定され、十一世紀当時そのままであるとは言いが切れないが、かつて検討したように(注7)、当時既に片仮名交じり文であったことはほぼ断じてよいことと思われることから、現存の数多しとはしない十一世紀の片仮名交じり文の資料として、今後先の危険性を慎重に考慮した上で、いろいろの語学的研究が行なわれてよいと思われる。本稿では、対句表現を取り上げて考察してきた経緯から、一点、その訓法について、整理したところを報告し、本稿の結びとしたい。

対句の訓法については、中條芳子、中田祝夫、小林芳規の先学の御論がある(注8)。本稿も、これに導かれて検討してみたい。

対句の前句の末尾を、連用形で中止し後続の句に続けるのが後世の一般の訓読法であるが、古く平安時代には、前句も終止形で結んでいてそこに変化が認められる。また、単句対か隔句対かという対句の種類に応じて中止するか、終止形を用いるかを区別していたことも報告されている。

そこで、本稿では、単句対と隔句対を分けて、整理してみることとする。

(1) 単句対の場合

A、中止形で訓む

① 榮耀ヲ一朝極給ヒ

芳名ヲ万邦ニ施給ハリ

(平教一②)

② 戒行不爾給ニ自成リ

威儀不調給ニ自備ハリ

(平救―②)

③ 勤學ニ染心給ヒ

(平救―②)

修練ニ習身給ハリ

(平救―②)

④ 一朝位極給ヒ

(平救―④)

万邦ニ名ヲ施給ハリ

(平救―④)

⑤ 遺告ヲ箱底ニ守給ヒ

(平救―⑧)

教旨ヲ掌ノ内慎給テ

(平救―⑧)

⑥ 万歳之寶算漸半過キ

(濟延―⑦)

四海攝陸久經數代御ニ

(濟延―⑦)

B、助詞「(シ)テ」を添えて訓む

① 源西域基ツテ

(平救―①)

流東都ニ來レリ

(平救―①)

② 阿羊ノ首ヲ傾テ

(平救―①)

師子ノ床ヲ仰 奉事ヲ

(平救―①)

③ 十善輪王宅ニ生給テ

(平救―②)

三密頓證道ニ長給ハリ

(平救―②)

④ 蘭殿ノ嚴キ宮ヲ出給テ

(平救―④)

松門ノ幽ナル砌ニ來給ハリ

(平救―④)

⑤ 性ヲ皇澤ニ末ニ受給テ

(平救―④)

徳ヲ四海 中ニ廣給ハリ

(平救―④)

⑥ 戒行全備テ

(平救―④)

法器已成給ハリ

(平救―④)

C、終止形で訓む

① 於國城郭タリ

(平救―①)

於人膏腴

(平救―①)

(2) 隔句対の場合

A、中止形で訓む

① 一人三公 玉牀ニ塵ヲ掃給ヒ

(平救―①)

四衆万民 露命ニ不憑繫ト言事無ツ

(平救―①)

② 印度則輪婆三蔵 寶位ヲ捨テ道尋給ヒ

(平救―①)

辰旦則玄宗皇帝 勅命ヲ下テ賢ヲ撰給ハリ

(平救―①)

③ 青龍ニ流ヲ傳テ 五瓶ニ水ヲ湛給ヒ

(平救―①)

白象ニ香燃テ 三密ニ燈ヲ挑給ハリ

(平救―①)

④ 梵唄風扇テ 三熱ノ愁自除給ヒ

(平救―②)

鏡鉢嚮高シテ 長夜ノ眠自覺給ラム

(平救―②)

⑤ 朝廷仕給コト 經數代給ヒ

(平救―②)

極顯位給事 滴漚分給ハリ

(平救―②)

⑥ 金牛玉馬ノ瑞ニ 四野ノ遊ヲ恣給ヒ

(平救―④)

銀鈔銅扉ノ臺ニ 三善ノ道ヲ嚴給ハリ

(平救―④)

⑦ 三種ノ鍊磨ハ 殆薩 初行ニ諦給ヒ

(平救―⑤)

四弘ノ行願ハ 纒舍那ノ心性ヲ窺給ハル者也

(平救―⑤)

⑧ 鑲字之智水一ト灑給ハ 三毒之病垢忽淨リ

(濟延―③)

覽字之智火二ト發給ハ 八万之塵勞自滅ヲ

(濟延―③)

B、助詞を添えて訓む

①法相唯識ノ宅ニハ 既三點四德ノ位ヲ極給ト云トモ
最極秘密門ニハ 未五想三金之観ヲ備ハサル智ナリ

(平救―⑤)

C、終止形で訓む

①五智圓鏡ハ 法界宮ノ秋月ヨリ明也
八葉心蓮ハ 花蔵界ノ夏池ヨリモ鮮也 (平救―①)

Cの類は稀であるが、破格の対句を含めると、

②女子ハ三代ノ皇后 代々ニ椒房蘭殿ノ粧ヲ務給フ

二男ハ則羽翼輔佐ノ臣 次々ニ權門攝祿ノ器ニ承給ハリ

(平救―②)

も加えることができる。

このように、単句対、隔句対ともに、A類すなわち連用形で中止して、後続の句に続ける形が原則的であつて、数の多いことが判つた。

他に、Bのように、「(シ)テ」を送る形が存し、これは、

(1)単句対の①に注目すると、第一句「源」、第二句「流」とあつて、内容的に先後関係が認められる。このように見ると、③の場合も、第一句「生」、第二句「長」とあり、先ず

「生まれて」から後に「長らえる」わけであるから、時間的に先後関係が認められるのであつて、④も第一句「宮ヲ出」後に第二句「來」るわけであるので、同様に理解することができ

のである。

これに対して、Aの場合、(1)単句対の①第一句「榮耀ヲ一朝極給」ことと第二句「芳名ヲ万邦ニ施給」ことは同時的であつても一向差し支えないわけであるし、(2)隔句対の場合も、②のように先行の「印度則輪婆三蔵 寶位ヲ捨テ道尋給」と後続の「辰且則玄宗皇帝 勅命ヲ下テ賢ヲ撰給」は、空間・地理的対立であつて、時間関係とは関与しないのである。Cの例もこちらに該当する。

このように、本文献においては、先行の句に助詞を補つて訓む場合、文脈上必要と思われる箇所であつて、助詞を補わない中止形および終止形ではその必要のない文脈であつて、したがつて、より文意を加味しての訓法になつていと概括することができよう。

七、むすび

以上、金沢文庫蔵の二十二巻本『表白集』の中から、十一世紀の僧侶、具体的には、平救阿闍梨と濟延僧都の表白文を対象として、文章の基幹を成す対句表現に注目して、旧稿の再検討も含めて、考察してきた。

今回判つたことは、第一に、十一世紀においては、儒者の表白文と同様に、彼ら僧侶の表白文についても、同様の句法を用いる傾向が確認され、今回の文献群を加えても、時代が下るに

つれ、対句の一句の字数が増え、長文化してくるといふ、旧稿の見解は、基本的には訂正する必要のないことがある。

ただし、字数の不揃いで、対応しない語句を含む破格の対句的な表現や対句表現とは認められない箇所が多く指摘されることは、これらが、片仮名交じり文で書かれているという事実とともに、注意しておくことが必要であるし、その破格の例の中にはかなり長文のものも見出されることも念頭に置かなければならない。

そして、第二に、今回、新たに調査した対句の訓法については、後世の訓法の影響も十分考慮する必要が存し、少なくとも十一世紀の訓法をどの程度反映しているかは、現段階では不明とすべきであるが、終止形のものも含みつつ、やはり大勢は中止形であることが知られた。この事實は、終止形から中止形へと移行する過渡的様相として把握できそうでもあるが、ここでは調査の結果のみを示し、結論は急がずひとまず保留したい。

かつて、筆者は、表白文をはじめとする諷誦文類を一群とする古訓点資料の性格の一端について、報告したことがある(注9)。今後は、これらすべてを視野に入れて、通時的に論ずることが課題となろう。

以上の、対句表現の、句法の問題と訓法のそれとは、同じ対句表現を対象としても、一見、別の議論であるかのようである。しかしながら、次のように理解することによって、この二つは、日本文学史の問題として、通底する部分の存すること

があるように思われることは、最後に指摘しておきたい。

従来、対句表現の訓法が、先行の句を終止形に訓むものから中止形に訓むものへと、移行してゆく事實は報告されていた。

この事實は、訓読、すなわち漢文の「人理解行為」における、『長文化』とは解釈できないだろうか。つまり、古くは、先行の一句を、一文として切つて理解し、後続の句も同様、一文として、一つの対句を二文相当で把握していたものが、下つて、一文で把握するようになるということ、それだけ、一文中の言語量が増加するということである。すなわち、一文としてはそれだけ長くなるのである。

とすると、同様に、旧稿でも論じてきた表白文の句法も、これは漢文の「人表現行為」として対立的に考えると、時代が下るにつれ、一句の字数が増加して、『長文化』してくるのであつて、わが国の、漢文における「人理解行為」 \vee と「人表現行為」 \vee の相違こそあれ、ともに、一文が長く把握されるようになるという一点では、通じることであると判断されるのである。

今後は、かような見通しも考慮しつつ、検討を行なつてゆくこととしたい。

【注】

- (1) 築島裕「高山寺本表白集の研究」(高山寺資料叢書『高山寺古往来表白集』、昭和52・東大出版会)
 - (2) 山本真吾「平安時代の表白文に於ける対句表現の句法の変遷について」(『国語学』一四九、昭和62・6)
 - (3) 山本真吾「金沢文庫蔵二十二巻本『表白集』所収表白文の文体について」(『鎌倉時代語研究』18、平成7・5)
 - (4) 山本真吾「十一世紀における僧侶による表白文の作成―大御室性信時代の平教阿闍梨と濟延僧都―」(『築島裕博士古稀記念国語学論集』、平成七年・汲古書院刊行予定)
 - (5) 山本真吾「勸修寺法務寛信の表白文作成活動―院政期における僧侶による表白文の作成」(『三重大学日本語学』6、平成6・5)
 - (6) 注(2)文献。
 - (7) 注(3)文献。
 - (8) 中條芳子「倭漢朗詠集における対句の読み」(『国語学』二〇、昭和30・3)
- 中田祝夫「鞆東大寺諷誦文稿の国語学的研究」第二章
第四部諷誦文稿の対句の訓法(昭和44・風間書房)
- 小林芳規『平安鎌倉時代に於ける漢籍訓読の国語史的
研究』序章第四部V対句の訓法(昭和42・東大出版会)

同『古事記』(日本思想大系1)訓読補注、対句の訓法

(昭和57・岩波書店)

- (9) 山本真吾「平安鎌倉時代における諷誦文類の収録状況と訓点に関する一考察―表白文、願文を中心として―」(『訓点語と訓点資料』94、平成6・9)

〔本学教員〕